

総務企画委員長報告

平成 31 年 3 月 22 日

去る 3 月 1 日に開議された本会議において、本委員会に付託されました議案について、3 月 12 日に総務企画委員会を開催し、慎重に審査した結果並びに経過を報告いたします。

まず審査結果については、議第 22 号、議第 23 号、議第 26 号、議第 39 号、議第 47 号、議第 50 号、議第 55 号、議第 57 号、議第 58 号、議第 59 号の議決案件 10 件は、全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 61 号については、異議がありましたので採決の結果、賛成多数により執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。陳情第 6 号については、賛成多数により採択と決しました。陳情第 3 号については、賛成少数により不採択と決しました。陳情第 4 号については、県や関係自治体との統一步調を取るべきとの意見が多く、趣旨採択と決しました。

審査の経過について主なものを申し上げます。

特に、「議第 61 号 平成 31 年度安来市病院事業会計予算」の中では、「これまでの病院執行部の説明では、二次救急などの不採算部分について、一般会計からの繰入金に頼る状況であるが、不採算医療の全体額と二次救急に限定した不採算額を伺う。」との質問に対して、執行部からは「二次救急を主体とした急性期医療の提供には、各種のドクター及び医療スタッフなどの医療チームが必要となる。現状の市立病院では努力してその医療チームを確保している状況であるが、不採算医療部分については、そのスタッフを一般診療にも併用しながら赤字を減らす努力をしている。執行部としては圏域の医療を考えた中で、現状の安来市において二次救急医療は必要であると考え。」との答弁でした。

また、「今後も、相当な決意を持って病院改革を進めなければならない状況であることには間違いはないが、病院の一時借入金の限度額を 10 億円としており、平成 31 年度のキャッシュフローでは一時借入金が 7 億 6 千万円なので、それ以上の甘えが生じないためにも一時借入金の限度額を 8 億円に下げる決意はないか伺う。」との質問に対して、執行部からは「入院収益については、年々患者数も減少傾向にある中、まずは現状を維持することで収入の安定を図り、給与費等を含めて削減できるところは削減していかなければならないという決意は持っている。一時借入金の問題については、年間を通じて一時的に保有現金の不足が生じ、8 億円を超える可能性もあるため、一時借入金の限度額を下げることについては厳しいと考える。」との答弁でした。

さらには、「先程来より出ている様々な意見は想定されていたところであり、本来であれば病院開設者である市長自らが考えを直接説明し、一定の理解を得るべきではないか。」との意見もありました。

続いて、「陳情第 6 号 恵乃島工業団地北側農地の市街化区域編入について」は、一部不採択との意見もありましたが、「地権者を守る上でも市が間に入り最後まで責任を持って調整する」との条件を付して採択と決しました。併せて、執行部にこの案件の経過並びに結果の報告を求めることとしました。

続いて、「陳情第 3 号 国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める陳情書」については、一部の委員から「今後の景気動向が下方修正されているこの次期に消費税増税は反対であり国へ意見書を提出すべきである。」との意見がありましたが、賛成少数により不採択と決しました。

続いて、「陳情第 4 号 原子力発電所の再稼働及び新規稼働の際、UPZ 範囲内にあるすべての道府県及び市町村の事前了解を要件とするよう強く求める意見書を国に提出することについての陳情」は、3 月 8 日に本委員会と島根原子力発電対策調査特別委員会との合同委員会協議会を開催したうえで審査に入りました。一部の委員から「福島第一原子力発電所の事故を教訓とし、国へ意見書を提出すべきである。」との意見がありましたが、昨年 8 月に安来市から県に対して提出している意見書への対応を見極めつつ、関係市議会との統一步調を取るべきとの意見が多く、趣旨採択と決しました。

以上、総務企画委員長報告といたします